

○財務省告示第三十九号  
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に  
基づき、令和元年五月十五日に発行した個人向け  
国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
令和元年六月十一日  
財務大臣 麻生 太郎

| 一                       | 二                            | 三        | 四  | 五                      | 六     | 七   | 八         | 九           | 十         |                              |
|-------------------------|------------------------------|----------|--|------------------------|-------|---|-----------|-------------|-----------|------------------------------|
| 名称及び記号                  | 発行の根拠                        | 法律及びその条項 | 振替法の適用等  | 発行額                    | 最低額面金 | 振替単位  | 発行日       | 発行価格        | 適用利率      | 第二期以後                        |
| 個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第百九回） | 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六 | 条第一項     | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 | 額面金額で二千八百二十一億二千三百五十七万円 | 一万円   | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 | 令和元年五月十五日 | 額面金額百円につき百円 | 年〇・〇パーセント | 年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前行われた、 |

用利率

十一 初期利子

発行から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回り、 $0.66$ を乗じた率。ただし、乗じた率が $0.05$ を超過するときは、 $0.05$ パーセントとする。

十二 第二期以後の利子

毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率

十三 償還期限

令和十一年五月十五日

償還金額 額面金額百円につき百円

十五 払込期日 令和元年五月十五日

十六 払込場所 日本銀行の本店又は支店

十七 中途換金の取扱い

中途換金の買取りは、令和二年五月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 令和二年五月十五日から令和二年十一月十五日前までの間の場合

$$\begin{aligned} & \text{償付金額} + \text{溢付利子に相当する金額} \\ & \times \frac{79.685}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \end{aligned}$$

(二) 令和二年十一月十五日以後の場合

$$\begin{aligned} & \text{償付金額} + \text{溢付利子に相当する金額} - (\text{買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100}) \end{aligned}$$

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）

第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶

養信託契約の受益者を含む。)  
 が、死亡したときにはその相続  
 人が、又はその居住する市町村  
 (特別区を含み、地方自治法(昭  
 和二十二年法律第六十七号)第  
 二百五十二条の十九第一項の  
 指定都市にあつては、当該市又  
 は当該市の区若しくは総合区と  
 する。)(の区域において、災害  
 救助法(昭和二十二年法律第百  
 十八号)による救助の行われる  
 災害が発生し、当該災害にかか  
 ったときには当該個人向け国債  
 を有する者が、令和二年五月十  
 五日前であつても、当該個人向  
 け国債の中途換金を請求するこ  
 とができるものとし、その買取  
 金額は、次の区分に応じ、それ  
 ぞれの算式により算出した金額  
 とする。

(一) 令和元年十一月十五日から  
 令和二年五月十五日前までの  
 間の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{償付金額} + \text{経過利子に相当する} \\
 & \text{金額} - (\text{初期利子に相当する} \\
 & \text{金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に} \\
 & \text{相当する金額})
 \end{aligned}$$

(二) 令和元年十一月十五日前の

場合

$$\begin{aligned}
 & \text{償付金額} + \text{経過利子に相当する} \\
 & \text{金額} - \text{経過利子に相当する} \\
 & \text{金額}
 \end{aligned}$$

十九

元利金支  
払場所

日本銀行